



2階で出生に関する手続きをしてください。

令和7年4月1日作成

出生連絡票

妊産婦健康診査費用補助券等冊子にとじ込まれている出生連絡票(はがき)を提出してください。出生連絡票を提出された方に産婦健診、産後ケア、赤ちゃん訪問などをご案内します。

※出生連絡票をお持ちでない場合は、お渡ししますので窓口にお越しください。

また、土曜開庁は行っていないのでこども家庭課窓口に設置してあるポストへ投函してください。

【問合せ先】こども家庭センター ☎046-252-7776

小児医療費助成制度(小児医療証)

0歳から18歳年度末までのお子様の医療費(保険適用分の自己負担額)を助成します。

申請には、お子様の保険資格情報が必要です。資格を取得し申請してください。

窓口、郵送での申請が可能です。

なお、申請がない場合、小児医療証は発行されず、医療機関で自己負担額の支払いが発生しますのでご注意ください。

※市ホームページ「小児医療費」で検索または右の二次元コードから詳細がご覧になれます。

【問合せ先】子育て支援課子育て支援係 ☎046-252-7201



児童手当〈公務員の方は勤務先へ申請してください〉

所得に関係なく、0歳から18歳年度末までの児童を養育している方に、申請に基づき、10,000円～15,000円、第3子以降は30,000円を支給します。

なお、出生の翌日から15日以内に申請した場合は、出生の翌月分から支給しますが、遅れた場合は、受給の始まる月が遅れてしまいますので、ご注意ください。

※市ホームページ「児童手当」で検索または右の二次元コードから詳細がご覧になれます。

【問合せ先】子育て支援課子育て支援係 ☎046-252-7201





その他の出生に関するお知らせ



住民票の写し

出生届の提出をした当日中（閉庁時を除く）に窓口もしくはコンビニで住民票の写しを取得する場合には、お子様が記載されている必要がある旨、必ず連絡をしてください。事務手続き上、お子様が記載されていない住民票の写しが発行される場合がございます。

【問合せ先】戸籍住民課戸籍係 ☎ 046-252-8084



住民票コード通知書

座間市からお子様の住民登録地へ1週間ほどで普通郵便にて到着します。

※住民票コードとは、個人番号（マイナンバー）とは異なるものです。

【問合せ先】戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083



マイナンバーカードの申請

出生届と同時、または一歳未満の方は、約1週間程度でご自宅に直接マイナンバーカードが届く「特急発行」を申請することができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください、担当にお問い合わせください。

【問合せ先】デジタル推進課マイナンバー係 ☎ 046-252-8006



妊婦支援給付金（出産時等）

出生後に、胎児数一人につき50,000円を支給します。具体的な申請方法は、赤ちゃん訪問の面談時に御案内します。（従前の出産・子育て応援金は、令和7年4月1日より本制度に移行しました。）

【問合せ先】こども家庭課こども総務係 ☎ 046-252-8025

【案内図（市役所1階）】



【案内図（市役所2階）】

